

30開示等請求／訂正等請求に当たっての必要書類について

【ご本人からのご請求の場合】

●本人確認書類として下記①～⑧のうち一部。

①運転免許証の写し	⑥障がい者手帳の写し
②パスポートの写し	⑦写真付住民基本台帳カードの写し
③外国人登録証明書の写し	⑧印鑑登録証明書
④健康保険証の写し	
⑤公的年金手帳(証書)の写し	
①～⑦については、有効期限内、かつ、現在有効なものに限ります。 ⑧本人確認書類に印鑑登録証明書を用いる場合は、市区町村が発行した写し自体。 ※運転免許証に本籍地の記載がある場合、コピーの本籍地は塗りつぶしてください。	
＜住所確認書類＞上記本人確認書類に住所の記載(官公庁によるもの)がない場合は、送付先の確認のため、住民票または外国人登録原票の写し(ご請求の前3か月以内に発行されたもの)の添付もあわせてお願いいたします。	

【代理人のからのご請求の場合】

●ご本人及び代理人の本人確認書類(上記参照)に加えて下記の書類。

代理権確認のための書類

法定代理人:親権者	*ご本人と代理人の関係が証明できる戸籍謄本、または*住民票
法定代理人:未成年後見人	*ご本人と代理人の関係が証明できる戸籍謄本、または裁判所の選任決定書、もしくは*後見人登記の登記事項証明書
法定代理人:成年後見人	裁判所の選任決定書、または*後見人登記の登記事項証明書
任意代理人	委任状
*印の書類は発効日から3ヶ月以内のものに限ります。 ※代理権確認書類が、ご本人または代理人の本人確認書類に当たる場合は、該当する者の本人確認書類は不要となります。	

※個人情報の開示結果に基づき、訂正等のご請求を行う場合において、請求日が、個人情報の開示に関する回答書の発行日より、1ヶ月以内である場合には、上記の書類を提出する必要はございません。但し、当該開示請求を行ったものと異なる代理人が、訂正等のご請求を行う場合には、いずれの場合にも、代理人からのご請求の場合に必要な書類をご提出ください。

(開示等請求書/訂正等請求書、本人確認書類の取扱いについて)

開示等請求書/訂正等請求書は、ご請求に適切に対応するために使用いたします。

本人確認書類は、正当な権利をもつご本人又は代理人からの請求であることを確認するために利用いたします。これらの個人情報は、法令等で定められた場合を除いては、ご本人の同意なく第三者に提供することはございません。書類に不足がある場合には、ご請求にお答えすることができない場合があります。

書類の送付先及び個人情報保護に関する問い合わせ先

〒572-0846
大阪府
寝屋川市高宮栄町11番10号

株式会社京阪工技社
個人情報保護外部対応窓口
電話番号:072-822-9665
メールアドレス:neya.kanri-9665@keihankogisha.co.jp